

大館市が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市財務規則(平成14年規則第26号)第123条第1項に規定する予定価格の入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、大館市が発注し、入札により契約を締結する建設工事とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、事前公表の対象となった建設工事(以下「対象工事」という。)の予定価格(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表は、入札公告に掲載することにより行う。

(入札内訳書の添付)

第5条 入札者は、対象工事の入札において、入札書の提出の際に入札内訳書を添付しなければならない。

2 入札内訳書の取扱いについては、別に定める。

(入札の回数)

第6条 対象工事の入札の回数は1回とし、再度の入札は行わないものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。